

脆弱性見える化ソリューション 利用規約 【現改比較表】 2021年3月10日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

第30条（知的財産の取り扱い）

契約者は、プログラム等を次のとおり取扱うものとします。

- (1) 本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。
- (2) 転用・複製・改変・翻訳・編集・転送等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わない。
- (3) 当社への事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に貸与・譲渡・使用許諾・担保設定等しない。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。
- (5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第30条（知的財産の取り扱い）

契約者は、プログラムおよび脆弱性情報等を次のとおり取扱うものとします。

- (1) 本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。
- (2) 転用・複製・改変・翻訳・編集・転送等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わない。
- (3) 当社への事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示・貸与・譲渡・使用許諾・担保設定等しない。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。
- (5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第34条（脆弱性情報を含むデータの削除）

契約者は、本サービスから得られた脆弱性情報を、以下の場合に削除するものとします。

- (1) 本サービスが利用する脆弱性情報配信サービスが、サービスを終了したとき。
- (2) 契約者が、本契約を終了または解約するとき。

第34条（情報の取り扱い）

第35条（情報の取り扱い）

第35条（秘密の保持）

第36条（秘密の保持）

第36条（権利義務の譲渡の制限）

第37条（権利義務の譲渡の制限）

第37条（管轄裁判所）

第38条（管轄裁判所）

第38条（準拠法）

第39条（準拠法）

附則（2021年3月5日 MSSセ00752950号）

（実施期日）

1 この規約は、2021年4月1日より実施します。